

セブンデイズホテル

セブンデイズホテルプラス

宿泊約款

改定日 2024年10月1日

第1条 (適用範囲)

当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。)又は一般に確立された慣習によるものとし、

- 当ホテルが、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

第2条 (宿泊契約の申込み)

当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- 宿泊者名
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)。
 - 利用宿泊プラン
 - その他当ホテルが必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
 - 前項第3号の利用宿泊プランは、宿泊契約の申込み時においてのみ有効とします。申込み時と異なる利用宿泊プランでの宿泊を希望する場合は、新たな宿泊契約の申込みをしていただきます。なお、申込み時の予約は当然には解除されませんので、別途必要な手続きをとっていただくものとし、

第3条 (宿泊契約の成立等)

宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条 (申込金の支払いを要しないこととする特約)

前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第4条の2 当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

第5条 (宿泊契約締結の拒否)

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

2. 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
3. 満室(員)により客室の余裕がないとき。
4. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
5. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規程、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
6. 宿泊しようとする者が、暴行、傷害、強要、脅迫、恐喝、詐欺及びこれに類する行為を行った又は行う恐れのあるとき。
7. 宿泊しようとする者が、喧騒・泥酔等により、宿泊又は利用する他のお客様に著しく迷惑を及ぼす言動を行った又は行う恐れのあるとき。
8. 宿泊しようとする者が、次の①から③に該当すると認められるとき。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）暴力団準構成員又は暴力団関係者とその他の反社会勢力

（2）暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

（3）法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

9. 宿泊客が前項に準ずる者、あるいは当ホテルが前項目の者とみなす団体あるいは組織、もしくは偽計や威迫を用いる団体、その他これら組織に関与していると思われるとき。
10. 宿泊しようとする者が、刑事事犯による手配・逮捕・検挙・起訴・有罪判決のあったとき。
11. 宿泊しようとする者が、過去に当ホテルに対して代金支払い遅延などのトラブルがあったとき。
12. その他、上記（4）～（10）に準ずる事由があるとき。
13. 宿泊しようとする者が、明らかに宿泊料金支払い能力がないと認められるとき。
14. 宿泊しようとする者が挙動不審と認められるとき。
15. 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という。）であるとき。
16. 宿泊しようとする者が、当ホテルもしくは当ホテル従業員に対し暴力的要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を要求したとき。（宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障害の除去を求める場合は除く。）
17. 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法実施規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
18. 宿泊しようとする者が、カスタマーハラスメントの対象となる行為（別表第三）を行ったとき。
19. 旅館業法第5条ならびに当ホテルを管轄する自治体が定める旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。

第6条 （宿泊客の契約解除権）

宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテル（館）が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申

し受け ます。ただし、当ホテルが第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その 特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても 到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第 7 条 (当ホテルの契約解除権)

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規程、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が当ホテルに対して、ご利用代金の支払いをいただけなかったとき、あるいは遅延したとき。
 - (3) 宿泊客が宿泊契約の締結時に、虚偽の申請をしたとき。
 - (4) 宿泊客が次の①から③に該当すると認められるとき。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ② 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ③ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 宿泊客が前項に準ずる者、あるいは当ホテルが前項目の者とみなす団体あるいは組織、もしくは偽計や威迫を用いる団体その他これら組織に関与しているとき。
 - (6) 宿泊客が暴行・傷害・強要・脅迫・恐喝・詐欺および、それに類する行為を行ったとき。
 - (7) 宿泊客が喧騒・泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れのあるとき、または他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が、刑事事犯による手配・逮捕・検挙・起訴・有罪判決のあったとき。
 - (9) その他、前各号に準ずる事由があるとき。
 - (10) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
 - (11) 宿泊客が、当ホテルもしくは当ホテル従業員に対し暴力的要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を要求したとき。(宿泊客が障害者差別解消法第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項の規定による社会的障害の除去を求める場合は除く。)
 - (12) 宿泊客が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館

業法実施規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

(13) 宿泊客が、カスタマーハラスメントの対象となる行為（別表第三）を行ったとき。

(14) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(15) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。

(16) 旅館業法第5条ならびに当ホテルを管轄する自治体が定める旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。

2. 当ホテルが前項の規程に基づいて宿泊契約を解除した場合、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。
3. 当ホテルが前項の規程に基づいて宿泊契約を解除した場合、それに伴う損害については、一切賠償しません。

第7条の2（宿泊契約解除の説明）

宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

第8条（宿泊の登録）

宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
 - (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号、入国地
 - (3) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条（客室の使用時間）

宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後15時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 翌朝12時まで延長の際は、1名につき1000円。
 - (2) 翌朝12時を過ぎての使用は、宿泊料の100%。

第 10 条 （利用規則の遵守）

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めたホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第 11 条 （営業時間）

当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

(1) フロントサービス時間: 23:00迄

イ.門限

ロ.フロントサービス

(2) 朝食時間: 7:00-9:00

第 12 条 （料金の支払い）

宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又はクレジットカード、キャッシュレス決済等これに代わり得る方法により、宿泊客のチェックインの際、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条 （当ホテルの責任）

当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 14 条 （契約した客室の提供ができないときの取扱い）

当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

第 15 条 （寄託物等の取扱い）

宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その

損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは10万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

第 16 条 （宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れている場合において、当ホテルは原則として所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求めます。所有者からの指示がない場合は、貴重品については発見日を含め7日以内に最寄の警察署に届け、その他の物品については3ヶ月経過後処分します。ただし飲食物・たばこ・雑誌等は即日処分します。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物または携行品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規程に、前項の場合にあつては前条第3項の規程に準じるものとします。

第 17 条 （駐車場の責任）

宿泊客が当ホテルの管理する駐車場（以下「ホテル駐車場」という）をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、ホテル駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

2. 宿泊客が当ホテルよりご案内する駐車場をご利用になる場合であっても、当ホテルは、駐車場内での事故・盗難等の事象には一切責任を負いません。

第 18 条 （宿泊者の責任）

宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第 19 条 （客室への入室について）

1. 当館は、次に掲げる場合において、宿泊者のチェックイン後であっても宿泊者の許可なく客室へ入室することがあります。
 - 1.) 清掃、ルームサービス等当館のサービスを提供するとき。
 - 2.) 法令の規定、利用規則、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - 3.) 警察・消防の指導に従い、入室が必要と判断されたとき。
 - 4.) 建物・設備の保全上必要があると判断されたとき。
 - 5.) 宿泊者の安否確認・安全確保のため必要と当館が判断したとき。

第 20 条 （免責事項）

宿泊客の故意または過失により宿泊客が被った損害について当ホテルは一切の責任を負いません。

2. 当ホテル内からコンピューター通信のご利用にあたっては、お客様ご自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用にあたって、当ホテルが不適切と判断した行為により、当社および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

第 21 条 （管轄裁判所と準拠法）

当ホテルと宿泊客との間の宿泊等の利用契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、高知地方裁判所または高知簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第 22 条 （個人情報について）

頂戴いたしましたお客様の情報はホテルの業務を履行するために当ホテルにおいてのみ使用させていただきます。お客様の許可なく第三者に提供または開示することは一切ございません。ただし、警察・消防、各行政機関からの指導の場合はこの限りではありません。

第 23 条 （宿泊約款の変更）

1. 当ホテルは以下の場合に、当社の裁量により、宿泊約款を変更することがあります。
 - (1) 宿泊約款の変更が、宿泊客の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 宿泊約款の変更が、宿泊契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

- 2.当ホテルは前項による宿泊約款の変更にあたり、変更後の宿泊約款の効力発生日の2週間前までに、宿泊約款を変更する旨及び変更後の宿泊約款の内容とその効力発生日を当ホテルウェブサイト等に掲示します。

別表第一

宿泊料金等の算定方法（第2条第1項及び第12条第1項関係）

宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料金〔室料（または室料+朝食料）〕
	追加料金	飲食料、または追加飲食（朝食以外の飲食料） およびその他の利用料金
	税金	消費税、宿泊税、入湯税

備考

- 1.上記の宿泊税、入湯税および消費税は、税法ならびに条例が改定された場合には、その改訂された規程によるものとします。
- 2.宿泊税および入湯税については、各都道府県宿泊税条例および市町村入湯税条例に基づき課税されます。

別表第二

違約金（第6条第2項関係）

		不泊	当日	前日	3日前	5日前	7日前	14日前	30日前
一般	5名まで	100%	100%						
	6～10名まで	100%	100%	50%	50%	30%	20%	10%	
団体	11名以上	100%	100%	80%	50%	50%	30%	15%	10%

注意

1. 違約金は、宿泊客から契約解除の通知を受けたその日から起算します
2. %は基本宿泊料金に対する違約金です。
3. 契約日数を短縮した場合は、その短縮日程に関わりなく、1日分（初日）の違約金を収受します。
4. 団体客（11名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申し込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金はいただきません。

※上記取消料は基本取消料となり、別途宿泊契約および特定 Web サイトなどの取消料規定が優先される場合があります。

※よさこい祭り期間（8月9日～8月12日）は取消料が異なります。

1名より

8月1日から8月5日…50%

8月6日以降…100%

の取消料となります。

※飛行機、列車等公共交通機関が台風等の天候により運休になった場合も取消料が発生致します。

別表第三

カスタマーハラスメント行為

(第5条1項、第7条1項 関係)

カスタマーハラスメントの定義

お客様からのクレーム・言動のうち、該当クレーム・言動の要求の内容に妥当性が認められないもの又はその妥当性に照らして、該当要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであり、当該手段・態様により、社員の就業環境が害されるおそれがあるもの

※以下の記載は例示でありこれらに限られるものではありません。

該当する行為	身体的、精神的な攻撃（暴行、傷害、脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言）や威圧的な言動
	継続的な言動、執拗な言動
	土下座の要求
	居座り、監禁等一定時間を超える拘束的行為（長時間の電話を含みます。）
	大声、暴言などで従業員を責める行為
	差別的な言動、性的な言動
	社員個人への攻撃や要求
	社員の個人情報等の SNS/インターネット等への投稿（写真、音声、映像の公開）

	SNS やマスコミへの暴露（従業員の氏名公開など）をほのめかした脅迫行為
	不合理又は過剰なサービスの提供の要求
	正当な理由のない商品交換、金銭補償の要求、謝罪の要求
	特定の従業員へのつきまとい行為
	その他当社がカスタマーハラスメントに該当すると合理的に判断した一切の行為